

令和2年 1月29日
京丹後市

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見募集の結果

京丹後市では、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見の募集を、令和2年1月7日から令和2年1月28日まで行いました。その結果、1件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を参考に、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正の施行等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正を行うため、令和2年1月7日から令和2年1月28日まで意見の募集を行いました。

その結果、1件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、令和2年4月を目処に「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正の施行等の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：京丹後市市長公室政策企画課

住 所：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話： 0772-69-0120

F A X： 0772-69-0901

電子メール：kikaku@city.kyotango.lg.jp

別紙

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
第13条関係について	そもそも、年齢を明記する必要があるのではないのでしょうか。	選挙権があり、成年としての立場として、まちづくりに関わることができる成年層とは別に、選挙権等はないが、次代を担う青少年は、それぞれの年齢にあった関わり方で、まちづくりに参加することができるものとして条例では捉えています。成年に達しない青少年（18歳未満に改正予定）を別に明記することで、まちづくりの重要な構成員として青少年を位置づけているものです。